



マイナンバーカード申請は 9月中がおすすめ！

最大 20,000 円相当が選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与される「マイナポイント第2弾」が実施中です。マイナポイントの付与対象となるカードの申請期限は 9 月末までです。
お得なこの機会に、ぜひマイナンバーカードを作りませんか？

●申請方法は次の3通りです

①オンライン・郵送申請

- ・通知カードや個人番号通知書、QRコード付きマイナンバーカード交付申請書を使い、自分で写真を撮影し申請。
- ・カードが発行されると、通知が届くので本庁市民課またはお近くの行政局で受け取りください。受け取り時に申請者本人が受け取りに来てください。受け取り時に本人確認を行います。

②窓口申請

- ・市民課、各行政局、出張所で受け付けています。
- ・窓口に申請者本人が来てください。本人確認をした上で写真を撮影します。
- ・発行されたカードは、簡易書留郵便で自宅にお届けします。

③全国の携帯ショップで申請

- ・5年3月まで申請可能です。
 - ・カードが発行されると、通知が届くので本庁市民課またはお近くの行政局で受け取りください。受け取り時に本人確認を行います。
- ※市内では「ドコモショップ船引店」「auショップ田村」の2店舗で申請可能です。

●注意点

- ・マイナンバーカード申請には必ず一度、本人確認が必要です。オンライン・郵送・携帯ショップ申請の場合は、カード受け取り時、窓口申請の場合は、申請時に本人確認を行います。
- ・マイナンバーカードは申請から発行まで、約1か月かかります。
- ・10月以降に申請した場合、マイナポイントの申し込みはできません。

問・申市民部 市民課 ☎82-1112

マイナポイント第2弾の詳細はこちら▶



(総務省サイト)



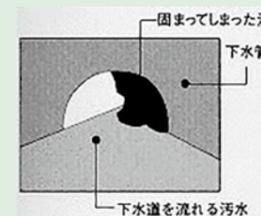
上下水道課からのお願い

問上下水道局 上下水道課 ☎82-1527

○使った油は燃えるごみへ！

食用油は新聞紙や布に染み込ませるか、市販の固形化品で固めて燃えるごみとして処分しましょう。

調理や食器洗浄等で発生する油を下水道に流してしまうと、冷え固まって詰まりを引き起こします。最悪の場合、室内にあふれ出ることがあります。



間違った使い方をすると、他の人にも迷惑がかってしまいます！！

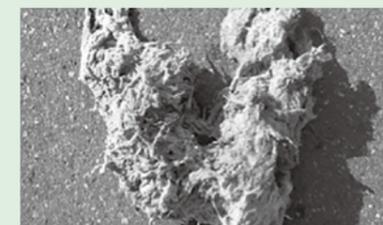


○トイレは水に溶ける紙だけ！

トイレットペーパー以外の紙・異物は絶対に流さないようにしましょう。

※モップ、雑巾、紙おむつ、生理用品、ビニール、ティッシュ、フェイスパーパーなど

宅内排水からのモップや雑巾などの異物が原因で下水道施設のトラブルが発生しています。水に溶けない物が下水道に流れると、詰まりや機械の故障が発生し、その修理に多大な費用がかかります。



○下水道へ接続しましょう！

下水道の供用が開始された区域では、公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。(下水道法第10条) また、田村市では、SDGsの達成を実現させるため、公共下水道の普及を図っています。持続可能な社会の実現のためにも、速やかに下水道へ接続しましょう。



新たなまちづくりの手引書

第2次田村市総合計画を策定

6月に新たなまちづくりの手引書となる「第2次田村市総合計画」を策定しました。

この総合計画は、まちづくりの方針となる「基本構想」と、それを具現化する「基本計画」に分かれます。

基本構想は、4年度から13年度までの10年間、基本計画は、前期計画が4年度から8年度までの5年間、後期計画が9年度から13年度までの5年間となります。

計画の内容は、市内の全世帯へ計画書の概要をまとめた「概要版」を配布しますので、ぜひご覧ください。

今後は、この総合計画を全庁挙げて着実に推進するとともに、市民の皆さんとともに評価・検証します。

また、市民主体のチャレンジを実践する場として「Tamura Future 市民会議」を開催します。

この市民会議では、総合計画の事業評価や各施策への提言のほか、テーマ別にチームを編成し、プロジェクトを立案・実行する予定です。

詳しい内容は、今後市政だよりや市ホームページでお知らせします。



問総務部 企画調整課 ☎61-7615



原油価格・物価高騰対策事業

「田村市商品券」1人5,000円

を市民へ配布

原油価格と物価高騰に対する市民の生活支援と経済対策を図ることを目的に市民(基準日:4年9月1日)へ市内登録店舗で使用できる「田村市商品券」を配布します。

- 配布金額 1人:5,000円
- 取扱店舗 大型店舗・中小規模店舗

- 配布時期 10月上旬から順次郵送します。
- 使用期間 11月上旬～5年1月末(予定)
- その他 取扱店舗などの詳しい内容は、市ホームページや公式LINEなどでお知らせします。

問産業部 商工課 ☎82-6677